

平成13年度土壤汚染調査・対策事例 及び対応状況に関する調査結果の概要

平成15年11月

環境省環境管理局水環境部

目 次

<u>．調査の目的</u>	1
<u>．調査方法等</u>	1
1．調査対象団体	1
2．対象事例	1
3．用語の定義	2
<u>．調査結果の概要</u>	3
1．土壌汚染調査・対策事例の実態	3
(1) 土壌汚染調査・対策事例数	3
(2) 物質別の土壌汚染調査・対策事例数	3
(3) 年度別の土壌汚染調査・対策事例数	4
(4) 土壌汚染調査・対策事例のある都道府県数	6
(5) 都道府県別の土壌汚染調査・対策事例数	6
(6) 土壌汚染調査・対策事例判明の経緯	8
(7) 事例に伴って、又は同時にみられた他の影響	11
(8) 土壌汚染調査・対策場所の土地所有、土地利用状況	12
(9) 原因者究明の実施状況	13
(10)原因者の状況	14
(11)原因行為	14
(12)汚染の規模	17
(13)土壌汚染対策の進捗状況	17
(14)土壌汚染対策の実施状況	17
(15)土壌汚染調査・対策に要した費用	20
(16)事例に係る情報の保持状況	20
2．都道府県等における対応状況	21
(1) 既存施策の普及・啓発状況	21
(2) 条例等の制定状況	21
(3) 補助融資制度の保有状況	21
(4) 土壌汚染調査・対策に係る予算	22
(5) 事業者の協力の状況	22
(6) 土地に関する情報の管理状況	23
(7) 国への要望	23
【 別添 】 地方公共団体における土壌汚染対策に関連する条例、要綱、 指導指針等の制定状況	25

平成13年度土壤汚染調査・対策事例及び対応状況に関する調査結果の概要

．調査の目的

環境省では、平成3年8月に「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壤環境基準」という。）を設定するとともに、土壤・地下水汚染に係る一般的な調査・対策の技術的手法を指針として段階的にとりまとめ、都道府県等を通じて土壤環境基準の適合状況の調査、汚染土壤対策の実施等の指導を行ってきたところであり、平成11年1月には、新たな知見等を踏まえそれまでの指針を全面的に改定し、「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月29日付け環水企第29号・環水土第11号環境庁水質保全局長通知。以下「調査・対策指針」という。）を策定して都道府県等に示している。

本調査は、全国の土壤汚染及び土壤に係る環境問題について、調査・対策事例の実態及び地方公共団体における対応状況を把握し、土壤汚染対策の推進に資することを目的として、昭和62年度から継続的に実施してきたものであり、今般実施した調査は平成12年度調査の構成及び内容を一部改定したものである。

なお、本調査の対象は、平成14年3月31日現在の土壤汚染調査・対策事例であり、調査時点においては「調査・対策指針」を踏まえ行政指導により対応が図られた事例であることに注意されたい。

また、土壤中のダイオキシン類の測定に係る事例、及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壤汚染事例は、対象としていない。

．調査方法等

1．調査対象団体

全国47都道府県及び水質汚濁防止法第28条第1項の政令で定める96の市（本結果概要において「都道府県等」という。）を対象とし、平成14年3月31日現在における「1．土壤汚染調査・対策事例」及び平成14年9月1日現在における「2．都道府県等における対応状況」について、アンケート調査により報告を求めた。

2．対象事例

都道府県等が把握している次に掲げる事例で、昭和50年4月1日から平成14年3月31日までに判明したものを対象とした。

- ア．土壤環境基準のうち、検液中濃度に係る項目（以下「溶出基準項目」という。）に適合しないことが判明した事例
- イ．調査・対策指針（改訂前のものを含む。）を参考にして、土壤の調査若しくは対策の実施について指導、助言、協力の要請等を行った、あるいは行うことを予定している地域（土壤環境基準に適合しているもの及び対象物質以外の物質も含む。また、自治体が自ら実施したものを含む。）
- ウ．自治体の制定した条例、要綱等に基づき、土壤の調査又は対策を実施し、若しくは指導した事例
- エ．土壤の汚染が問題となった訴訟に係る事例
- オ．土壤の汚染が問題となって新聞等に報道された、又は地方議会で取り上げられた事例
- カ．地下水汚染がある等により土壤汚染のおそれがある事例

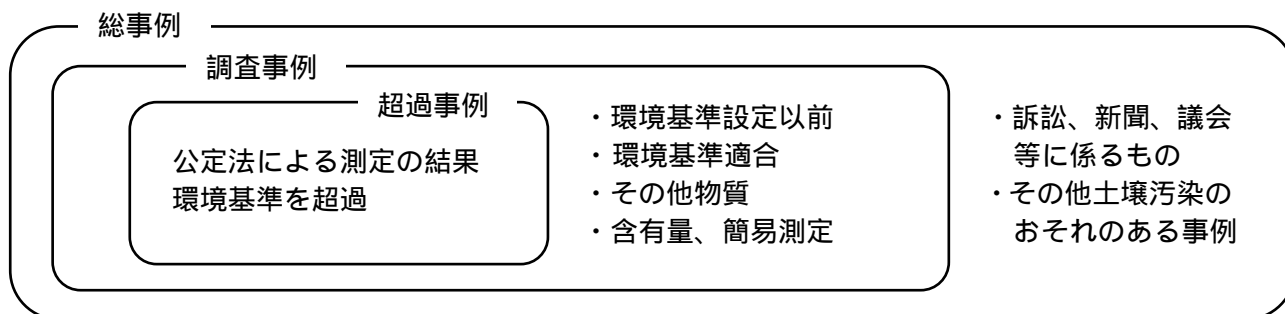
なお、平成13年3月31日以前に判明した事例については、一部、平成12年度調査結果（以下「昨年度結果」という。）を活用した。

3. 用語の定義

本結果概要で用いる用語の定義は、以下のとおりである。

溶出基準項目	土壤環境基準のうち、検液中濃度に係る項目をいう。
その他物質	溶出基準項目以外の物質(土壤環境基準対象外の物質を含む)をいう。
総事例	本調査で対象とした全ての事例をいう。2.の工及びオに示したように土壤の調査測定を行っていない事例を含む。
調査事例	総事例のうち、溶出基準項目又はその他物質の土壤中の濃度について、何らかの測定を行った事例(土壤環境基準設定以前のもの、調査測定を行ったが環境基準に適合しているもの、含有量について測定したもの、簡易調査法により測定したものを含む。)をいう。
超過事例	調査事例のうち、土壤環境基準が設定された後に、公定法()による測定の結果、土壤環境基準に適合しない事が判明した事例(平成6年及び13年の土壤環境基準の改正により追加された物質については、同改正以降に基準に適合しないことが判明したもの。)をいう。 公定法とは、平成3年環境庁告示第46号別表の測定方法の欄に掲げる方法をいう。
重金属等	溶出基準項目のうち、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ふっ素及びほう素をいう。
VOC	Volatile Organic Compounds:「揮発性有機化合物」の略称。溶出基準項目のうち、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン及び1,3-ジクロロプロペンをいう。
複合汚染事例	重金属等について環境基準を超過しており、かつ、VOCについても環境基準を超過している汚染事例をいう。
地下水汚染契機型	都道府県等が地域において実施した調査により地下水汚染が判明した場合において、当該都道府県等がこれを契機として原因の究明のための調査及び対策を実施し、又は事業者、土地所有者(以下「事業者等」という。)に対し調査及び対策の指導等を行う場合をいう。
現状把握型	地方公共団体又は国が管理する土地の管理者(以下「公有地等管理者」という。)が、土壤・地下水汚染が判明していない土地の調査を行う場合又は都道府県等が機会をとらえて事業者等に対し土壤・地下水汚染の有無が判明していない土地の調査について指導等を行うよう努め、事業者等が調査を実施する場合をいう。
汚染発見型	公有地等管理者又は事業者等が土壤・地下水汚染を発見し、調査及び対策を実施しようとする場合をいう。

(参考)「総事例」、「調査事例」、「超過事例」の関係



調査結果の概要

1. 土壌汚染調査・対策事例の実態

(1) 土壌汚染調査・対策事例数

平成13年度に判明した事例をみると、表1のとおり、総事例は425件、調査事例は273件、超過事例は211件であった。

また、平成14年3月31日までに都道府県等が把握した累積の調査・対策事例数をみると、総事例は2,368件、調査事例は1,410件（以下「調査事例（累積）」という。）、超過事例は805件（以下「超過事例（累積）」という。）であった。

なお、今回の調査において、平成12年度以前に判明した調査事例数として計40件、超過事例数として計20件の報告があり、全体として平成12年度以前の調査事例は1,137件、超過事例は594件となった。

表1 土壌汚染調査・対策事例数

	件数		
	平成13年度判明	～平成13年度累積	(参考) 昨年度結果
総事例数	425	2,368	1,903(+40)
調査事例数	273	1,410	1,097(+40)
超過事例数	211	805	574(+20)

(注) 土壌環境基準は、平成3年8月にカドミウム等10項目について設定され、さらに平成6年2月及び13年3月に一部改正され合計27項目となっている。また、表1以下の図表における総事例数1,903、調査事例1,097、超過事例数574は、昨年度結果において報告した数であり、今回の調査により数に変更があった(表1の(参考)昨年度結果の()中の数が増加している。)

(2) 物質別の土壌汚染調査・対策事例数

調査事例(累積)1,410件、超過事例(累積)805件について、溶出基準項目別にみると、表2のとおりであり、平成13年度に判明した超過事例では、重金属等では砒素、鉛、VOCではテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンに係る事例が多い。また、超過事例(累積)について溶出基準項目別にみると、図1のとおり、重金属等では鉛、砒素、六価クロムに係る事例が、VOCではトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びその分解物のシス-1,2-ジクロロエチレンに係る事例が多い。

表2 物質別の土壌汚染調査・対策事例数

件数	環境基準項目(溶出基準項目)																									
	重金属等										VOC															
	カドミウム	全シアン	有機燐	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	ふっ素	ほう素	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエチン	1,1-ジクロロエチン	1,1,1-トリクロロエチン	1,1,2-トリクロロエチン	トリクロロエチン	1,3-ジクロロブタン	ベンゼン		
調査事例(累積)	288	114	0	521	246	431	329	2	47	1	3	3	76	67	39	68	38	43	108	243	212	35	500	392	9	99
平成13年度判明	49	28	0	126	53	120	66	0	9	0	1		21	53	36	21	15	14	24	45	26	10	69	60	3	46
超過事例(累積)	38	80	0	239	133	228	99	0	15	0	0	1	32	20	4	21	15	20	30	135	15	12	221	191	4	55
平成13年度判明	4	28	0	67	36	81	20	0	5	0	0	0	6	20	4	4	3	7	5	21	1	4	32	34	2	28

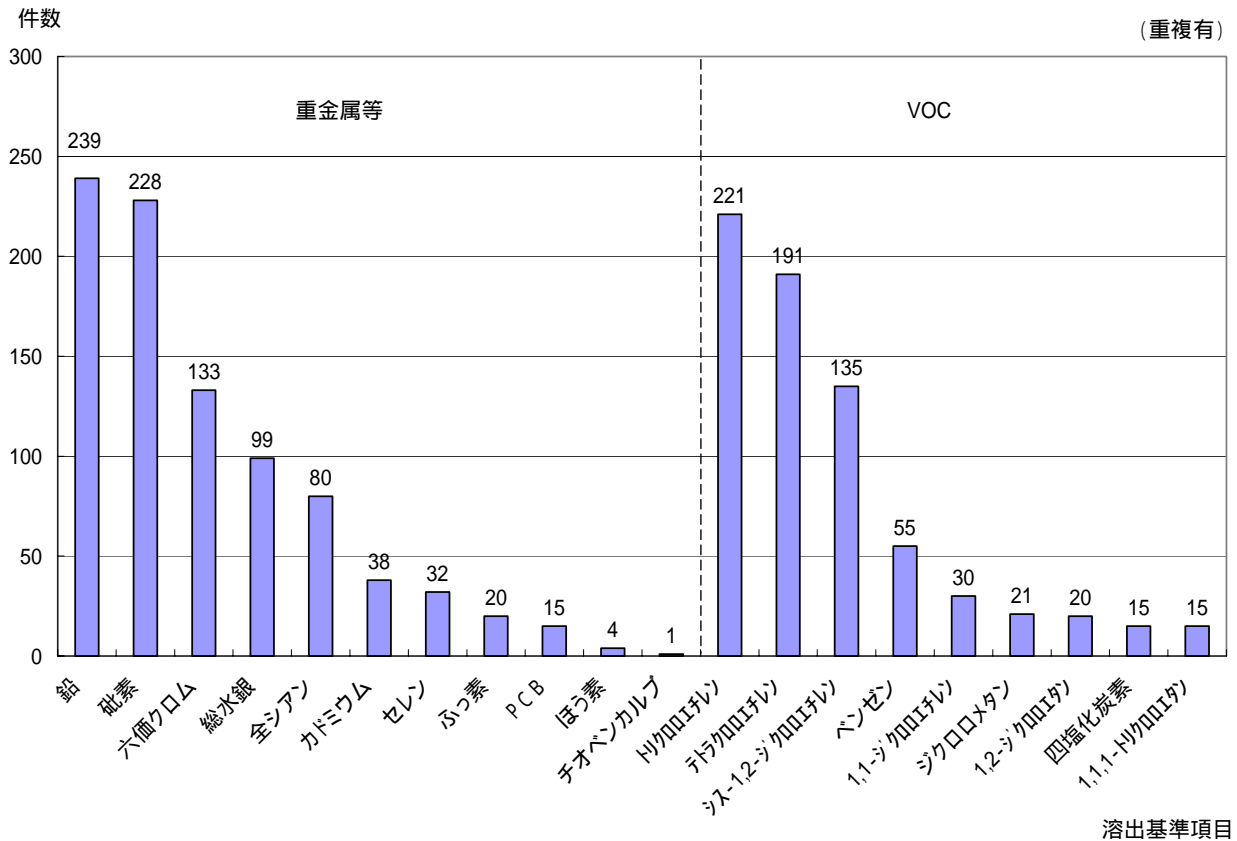
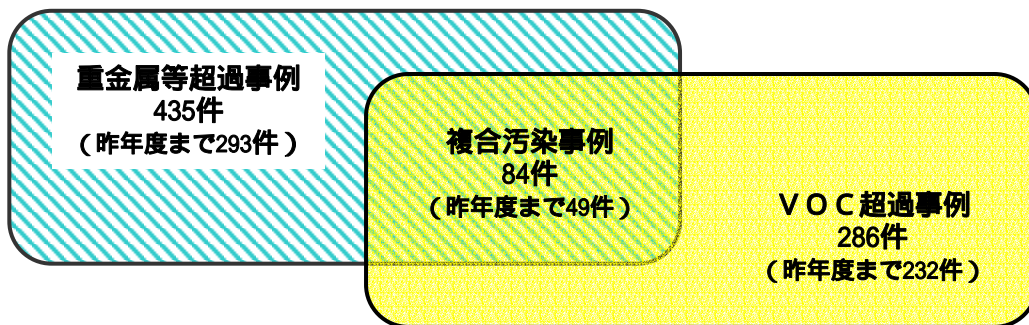


図1 物質別の超過事例数(累積)

また、超過事例(累積)805件のうち、重金属等のみの超過事例(以下「重金属等超過事例」という。)、VOCのみの超過事例(以下「VOC超過事例」という。)及び複合汚染事例の数は、それぞれ435件、286件、84件であった。

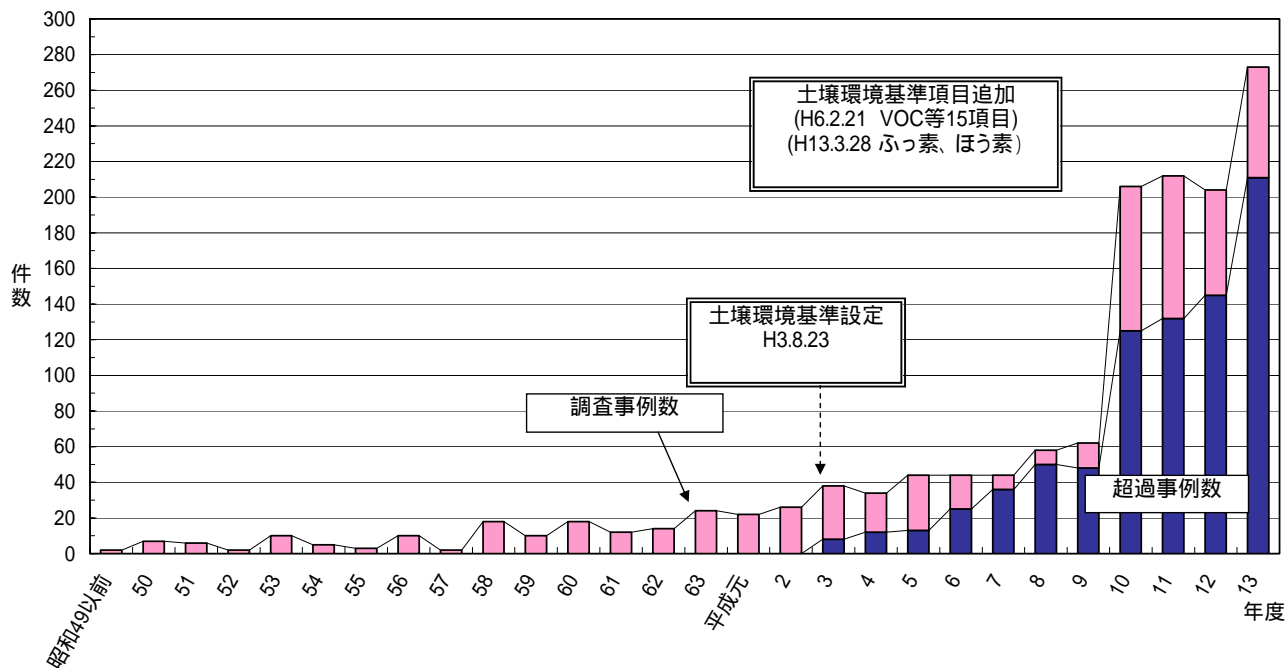
(参考) 超過事例(累積)805件の内訳の関係



(3) 年度別の土壌汚染調査・対策事例数

調査事例(累積)1,410件、超過事例(累積)805件について、年度別に判明数をみると図2のとおりであり、平成13年度においては211件の超過事例が判明した。

さらに、超過事例(累積)805件のうち重金属等超過事例、VOC超過事例、複合汚染事例について、年度別に超過事例数をみると表3のとおりであり、平成13年度に判明した超過事例211件のうち、138件(65.4%)が重金属等超過事例である。



調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18	10	18	12	14	24	22	26	38	34	44	44	44	58	62	206	212	204	273
超過事例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	12	13	25	36	50	48	125	132	145	211

図2 年度別の土壌汚染判明事例

(注1) 調査の対象は昭和50年度(1975年度)以降であるが、それ以前に判明し、報告があった事例については、平成12年度調査と同様、対象とした。

(注2) 平成12年度以前の件数には、平成13年度に新たに報告のあった調査事例40件(うち超過事例20件)が含まれている。

表3 年度別の超過事例数

(件数)

判明年度	超過事例 (累積)	超過事例の内訳		
		重金属等	VOC	複合汚染
平成3	8	8	-	-
4	12 (-1)	12 (-1)	-	-
5	13	13	-	-
6	25	14	8	3
7	36	20	15	1
8	50	28	18	4
9	48	30	12	6
10	125 (+7)	45	74 (+7)	6
11	132 (+3)	52 (+2)	69 (+1)	11
12	145 (+11)	75 (+3)	50 (+6)	20 (+2)
13	211	138	40	33
合計	805 (+20)	435 (+4)	286 (+14)	84 (+2)
昨年度結果	574	293	232	49

(注) (数字)は平成13年度に新たな報告又は修正報告により調整された件数(内数)である。

(4) 土壌汚染調査・対策事例のある都道府県数

調査事例（累積）1,410件、超過事例（累積）805件及び超過事例（H13）211件について、都道府県数をみると、表4のとおりである。超過事例（累積）では、38都道府県において事例が見られた。

表4 調査・対策事例のある都道府県数

	調査事例 (累積)	超過事例 (累積)	超過事例 (H13)
都道府県数(総数47に対して)	42	38	25
昨年度結果	41	37	22

注)水質汚濁防止法政令市は、所在都道府県でカウントしている。

(5) 都道府県別の土壌汚染調査・対策事例数

調査事例（累積）1,410件、超過事例（累積）805件について、地域ブロック別、及び都道府県別の土壌汚染の事例判明数をみると、表5及び表6のとおりである。調査事例、超過事例とも、関東及び近畿地方において件数が多い。

表5 地域ブロック別の調査・対策事例数

地域ブロック名 (構成都道府県数)	調査事例 (累積)		超過事例 (累積)	超過事例			昨年度 結果
	調査事例 (累積)	昨年度 結果		重金属等	VOC	複合汚染	
北海道・東北(7)	102	88	57	16	39	2	47
関東(7)	824	636	448	269	129	50	308
北陸・中部(9)	175	118	117	62	44	11	77
近畿(7)	239	191	152	66	68	18	115
中国・四国(9)	25	22	13	6	5	2	12
九州・沖縄(8)	45	42	18	16	1	1	15
合計	1,410	1,097	805	435	286	84	574

(注) 北海道・東北ブロック…………… 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 関東ブロック…………… 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 北陸・中部ブロック…………… 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知
 近畿ブロック…………… 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 中国・四国ブロック…………… 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 九州・沖縄ブロック…………… 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

表6 都道府県別の調査・対策事例数

都道府県 (政令市を含む)		件数				
		調査事例 (累積)	超過事例 (累積)	重金属等	VOC	複合汚染
北海道・東北	北海道	26	20	5	15	0
	青森県	8	1	1	0	0
	岩手県	5	3	1	2	0
	宮城県	15	12	7	4	1
	秋田県	3	2	0	2	0
	山形県	35	14	2	12	0
	福島県	10	5	0	4	1
関東	茨城県	4	2	1	0	1
	栃木県	29	18	7	10	1
	群馬県	12	8	2	6	0
	埼玉県	105	49	15	25	9
	千葉県	99	52	32	18	2
	東京都	294	152	123	14	15
	神奈川県	281	167	89	56	22
北陸・中部	新潟県	44	33	18	12	3
	富山県	7	4	3	0	1
	石川県	6	2	1	1	0
	福井県	13	7	1	6	0
	山梨県	3	2	0	1	1
	長野県	8	6	3	3	0
	岐阜県	23	11	6	5	0
	静岡県	17	8	1	7	0
	愛知県	54	44	29	9	6
近畿	三重県	8	5	2	3	0
	滋賀県	27	7	1	6	0
	京都府	9	8	2	4	2
	大阪府	84	59	21	29	9
	兵庫県	95	63	35	23	5
	奈良県	13	7	4	1	2
	和歌山県	3	3	1	2	0
中国・四国	鳥取県	0	0	0	0	0
	島根県	0	0	0	0	0
	岡山県	7	3	1	2	0
	広島県	3	3	3	0	0
	山口県	6	5	1	2	2
	徳島県	2	0	0	0	0
	香川県	1	0	0	0	0
	愛媛県	6	2	1	1	0
	高知県	0	0	0	0	0
九州・沖縄	福岡県	20	10	8	1	1
	佐賀県	2	1	1	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0
	熊本県	14	0	0	0	0
	大分県	6	6	6	0	0
	宮崎県	1	0	0	0	0
	鹿児島県	2	1	1	0	0
	沖縄県	0	0	0	0	0
合計		1,410	805	435	286	84

注)平成13年度に新たに報告、又は修正報告されたものを含む。

(6) 土壌汚染調査・対策事例判明の経緯

調査事例（累積）1,410件、超過事例（累積）805件、さらに超過事例（累積）のうち重金属等超過事例、VOC超過事例、複合汚染事例について、調査・対策事例の判明の経緯をみると、表7のとおりである。調査事例（累積）及び超過事例（累積）においては「行政が関与した土壌調査」及び「住民、土地所有者等による調査、訴え等」により判明する場合が多い。

さらに、表7における判明経緯の内訳のうち、調査事例（累積）及び超過事例（累積）の件数が上位の4項目に着目して、土壌環境基準が設定された平成3年度からの年度別の件数を超過事例についてみると、図3のとおりであり、平成10年度から急増した「土地所有者による調査」による判明が平成13年度も多く、「条例・要綱等に基づく土壌調査」による判明の件数も増加傾向にある。

表7 調査・対策事例判明の経緯（累積）

(複数回答有)

	件数						
	調査事例 (累積)	昨年度 結果	超過事例 (累積)	重金属等 超過事例	VOC 超過事例	複合汚染 事例	昨年度 結果
行政が関与した土壌調査	623	473	318	189	96	33	215
うち、条例、要綱等に基づく土壌調査 (- -)	404	286	225	154	43	28	141
行政による任意の土壌調査 (- -)	219	187	93	35	53	5	74
行政による立入検査	206	164	111	49	51	11	87
うち、水濁法に基づく立入検査	120	92	60	16	39	5	44
条例、要綱に基づく立入検査	91	69	51	33	12	6	40
その他の法に基づく立入検査	7	6	6	3	3	0	5
行政による地下水、表流水水質調査	307	264	125	29	88	8	98
うち、水濁法に基づく測定計画による地下水調査	78	64	41	3	35	3	34
水濁法に基づく測定計画による公共用水域調査	7	6	3	0	3	0	2
測定計画外の地下水調査 (- -)	213	189	72	18	51	3	58
測定計画外の公共用水域調査	35	23	25	15	8	2	15
住民、土地所有者等からの訴え、相談等	643	494	422	224	149	49	304
うち、住民からの苦情	54	46	26	23	2	1	18
住民による調査	15	14	4	3	1	0	4
土地所有者からの異常の訴え、相談等	65	62	34	21	11	2	31
土地所有者による調査 (- -)	433	302	314	158	114	42	211
土地使用者からの異常の訴え、相談等	35	34	17	15	1	1	16
土地使用者による調査	108	84	68	22	40	6	51
建設作業者等からの異常の訴え、相談等	22	20	14	12	1	1	12
廃棄物の不法投棄の発見	8	8	3	2	1	0	3
その他	66	56	36	24	9	3	29
無回答	26	13	15	10	3	2	6
合計	1,410	1,097	805	435	286	84	574

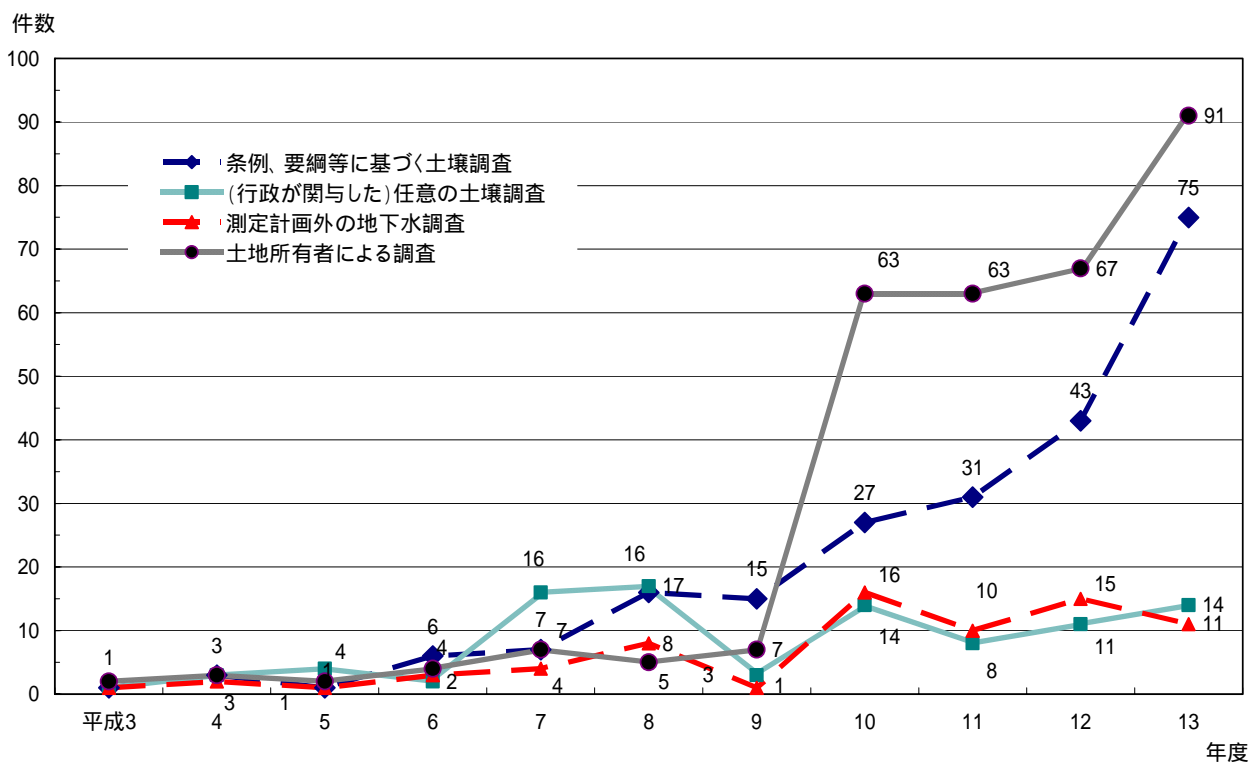


図3 年度別超過事例(累積)判明経緯

また、平成元年度以降の事例の判明経緯が、調査・対策指針で示している「地下水汚染契機型」、「現況把握型」及び「汚染発見型」の3類型のどれに該当するかについて年度別にみると、表8のとおりである。調査事例(累積)、超過事例(累積)ともに現況把握型により事例が急増していることがわかる。

表8中、参考までに国内での土壌・地下水汚染に係る取組みを記載した。

表8 年度別の調査・対策事例判明経緯（類型）

累積(平成元年以降)

(件数)

年度	調査事例(累積)			超過事例(累積)			(参考) 土壌・地下水汚染対策の経緯
	地下水汚染契機型	現況把握型	汚染発見型	地下水汚染契機型	現況把握型	汚染発見型	
平成元	7 (2)	10	5	-	-	-	・水質汚濁防止法改正により、地下水質の常時監視、地下浸透規制を規定
2	13	7	6	-	-	-	・「有害物質が蓄積した市街地等の土壌を処理する際の処理目標」を策定
3	11	9	18	1	4	3	・土壌環境基準を設定(重金属等10項目)
4	7	10	17 (-1)	0	7	5 (-1)	・「国有地に係る土壌汚染対策指針」を策定 ・水質環境基準を改正(鉛・砒素の基準強化及びトリクロロエチレン等15項目追加)
5	7	19	18	1	8	4	・土壌環境基準を改正(鉛・砒素の基準強化及びトリクロロエチレン等15項目追加)
6	8	18	18	5	15	5	・「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針」及び「有機塩素系化合物等に係る土壌・地下水汚染調査・対策暫定指針」を策定
7	9	25	10	8	21	7	
8	14	35	9	12	30	8	・水質汚濁防止法改正により、汚染された地下水の浄化措置命令を規定 ・地下水環境基準を設定(23項目)
9	4	52	6	3	39	6	・廃棄物処理法改正により、最終処分場の管理を強化
10	25 (1)	133 (3)	48 (3)	13 (1)	81 (3)	31 (3)	・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」及び同運用基準を策定 ・地下水環境基準を改正(ぼう素等3項目追加)
11	24	144 (4)	44 (2)	21	88 (2)	23 (1)	
12	23 (8)	144 (14)	37 (3)	9	105 (9)	31 (2)	・土壌環境基準にふっ素及びぼう素追加
13	11	220	42	7	168	36	
合計	163 (11)	826 (21)	278 (7)	80 (1)	566 (14)	159 (5)	-

(注) ()は平成13年度に新たに報告、又は修正報告されたものにより調整された件数(内数)である。

さらに、表7に関し、条例、要綱、指導指針等(以下「条例等」という。)を制定している地方公共団体の数を地域ブロック別にみると、表9のとおりである(都道府県等が制定した条例等の内容に係る集計については表26、地方公共団体の名称は別添に示す。)。土壌調査の結果や調査結果の報告を条例等で定めている都道府県等は関東ブロックに多く、(5)表5に示した地域ブロック別の事例数で関東ブロックにおける事例数が多いことの一因となっていると考えられる。

表9 地域ブロック別条例等制定地方公共団体数

地域ブロック名 (構成都道府県数)	団 体 数			合計
	都道府県等	うち、土壌調査の実施や 調査結果の報告を条例 等で定めているもの	水濁法政令市以外 の市区町村	
北海道・東北(7)	5	2	18	23
関東(7)	17	11	128	145
北陸・中部(9)	9	4	13	22
近畿(7)	11	2	7	18
中国・四国(9)	3	2	0	3
九州・沖縄(8)	3	0	9	12
合 計	48	21	175	223

(注) 北海道・東北ブロック………北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 関東ブロック………茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 北陸・中部ブロック………新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知
 近畿ブロック………三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 中国・四国ブロック………鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 九州、沖縄ブロック………福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(7) 事例に伴って、又は同時にみられた他の影響

調査事例(累積)1,410件、超過事例(累積)805件のうち、これらの事例に伴って、又は同時に見られた他の影響(因果関係が確認されたものとは限らない。)について回答があったのは、それぞれ1,232件、723件である。表10のとおり、いずれも地下水・伏流水汚染が多く見られている。また、一つの事例で複数の影響を伴うものがある。

表10 事例に伴って、又は同時に見られた他の影響

他への影響	件 数								
	調査事例 (累積)			超過事例 (累積)			複合汚染事例		
	件数	%	昨年度 結果	件数	%	重金属等 超過事例	VOC 超過事例	複合汚染 事例	昨年度 結果
地下水・伏流水汚染	468	38.0	392	263	36.4	47	180	36	212
表流水汚染	30	2.4	24	12	1.7	6	6	0	7
悪臭	12	1.0	9	9	1.2	5	4	0	6
大気汚染	3	0.2	3	2	0.3	1	1	0	2
その他の影響	26	2.1	22	9	1.2	5	4	0	7
なし	693	56.3	530	428	59.2	300	87	41	300
延べ回答数	1,232	100.0	982	723	100.0	364	282	77	534
無回答	200	-	135	92	-	73	12	7	49
合 計	1,410	-	1,097	805	-	435	286	84	574

(8) 土壌汚染調査・対策場所の土地所有、土地利用状況

超過事例(累積)805件について、判明当時と現在の土地所有状況についてみると、表11のとおりである。調査・対策場所としては私有地が最も多く、なかには判明当時から所有者が変わったものもある。

表11 事例判明当時と現在の土地所有状況(超過事例(累積))

(複数回答有)

当時	現在						延べ回答数
	私有地	都道府県・市町村有地	国有地	その他	不明		
私有地	656	27	3	11	7	704	
都道府県・市町村有地	12	78	3	0	0	93	
国有地	0	4	12	0	0	16	
その他	0	1	0	16	0	17	
不明	0	0	0	0	2	2	
延べ回答数	668	110	18	27	9	832	

超過事例(累積)805件について、判明当時と現在の土地利用状況についてみると、表12のとおりである。判明当時の土地利用状況としては工場・事業所敷地や工場・事業所跡地が多く、判明当時は単一の土地利用がなされていたものが現状では他の用途に転用されている事例がみられる。

表12 事例判明当時と現在の土地利用状況(超過事例(累積))

(複数回答有)

当時	現在											延べ回答数
	工場・事業所敷地	工場・事業所跡地	住宅地	廃棄物処分場跡地	公園・運動場	道路	河川敷	農用地	山林	その他	不明	
工場・事業所敷地(注)	414	66	46	3	4	7	0	2	1	8	7	558
工場・事業所跡地	30	104	45	3	8	9	1	0	0	22	5	227
住宅地	7	2	21	0	1	3	0	1	0	3	0	38
廃棄物処分場跡地	3	2	0	7	1	0	0	1	0	0	0	14
公園・運動場	2	2	1	1	11	2	0	0	0	1	0	20
道路	5	1	1	0	2	9	0	0	0	1	0	19
河川敷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農用地	2	0	2	1	0	1	0	5	0	1	0	12
山林	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	6
その他	3	1	1	0	1	4	0	1	1	29	1	42
不明	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
延べ回答数	467	178	118	15	28	35	1	10	5	66	15	938

(注)「工場・事業所敷地」にはサービス業も含む。

さらに、超過事例(累積)805件について、現在の都市計画上の用途地域区分についてみると、表13のとおりである。用途地域区分としては工業地域や準工業地域、工業専用地域が多い。

表13 現在の用途地域区分（超過事例（累積））

（複数回答有）

用途地域区分	件数
第1種・第2種低層住居専用地域	16
第1種・第2種中高層住居専用地域	20
第1種・第2種住居地域、準住居地域	69
近隣商業地域	29
商業地域	39
準工業地域	183
工業地域	205
工業専用地域	114
市街化調整区域	33
都市計画区域外	41
不明	22
延べ回答数	771

(9) 原因者究明の実施状況

超過事例（累積）805件について、原因者の究明の実施状況は表14のとおりである。原因究明を行った604件のうち事業者と特定（推定）できたものが473件（58.8%）、原因究明を行わなかった173件のうちその理由が原因者の自主報告等自明であるものが142件（17.6%）を占める。

なお、「事業者以外と特定（推定）」とは、例えば過去の盛土が原因であるなど、「その他」については、原因究明を行わずに既に土地所有者により対策が完了していたなどがある。

表14 原因者究明の実施状況

	件 数				
	超過事例 （累積）	重金属等 超過事例	VOC 超過事例	複合汚染事例	
原因者究明を行った	604	325	217	62	
結果	事業者と特定(推定)	473	222	198	53
	事業者以外と特定(推定)	16	16	0	0
	自然由来と判断	20	20	0	0
	特定(推定)できなかった	84	63	14	7
	調査中	11	4	5	2
原因者究明を行わなかった	173	92	63	18	
理由 (複数回答有)	究明手法不明	0	0	0	0
	小規模	6	5	0	1
	緊急性が低い	8	7	0	1
	予算がない	0	0	0	0
	自明(原因者の自主報告等)	142	66	61	15
	原因が不法投棄	4	2	1	1
	土地所有者等の了解得られず	0	0	0	0
	その他	19	17	1	1
無回答	28	18	6	4	
合 計	805	435	286	84	

(10) 原因者の状況

調査事例（累積）1,410件及び超過事例（累積）805件について、都道府県等により汚染原因者と推定された業種を検出された物質毎にみると、表15及び表16のとおりである。超過事例（累積）については、電気機械器具製造業、金属製品製造業、化学工業、洗濯業が多い。

また、超過事例（累積）805件について、判明当時の原因者（推定を含む）の所在についてみると、表17のとおり判明当時は現地で操業中であった事例が407件と最も多い。

表17 事例判明当時の原因者の所在（超過事例（累積））

所 在	件 数
現地で操業中	407
他の場所で操業中	165
廃業	97
所在は不明	42
無回答	94
合 計	805

(注)平成10年度調査で「死亡」とされていた件数は「廃業」に含めた。

(11) 原因行為

超過事例（累積）805件のうち、原因行為が都道府県等により推定された事例として回答があったものについて内訳をみると、表18のとおり汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩が原因と考えられるものが多い。

表18 原因行為

(複数回答有)

	件 数			
	超過事例 (累積)	重金属等 超過事例	VOC 超過事例	複合汚染 事例
施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	76	31	39	6
汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩	328	117	177	34
汚染原因物質を含む排水の地下浸透	48	22	24	2
廃棄物の埋立処分	41	30	7	4
廃棄物の不法投棄	22	11	7	4
残土の埋立処分	11	11	0	0
その他	60	44	6	10
不明	250	150	65	35
延べ回答数	836	416	325	95
無回答	59	49	6	4
合 計	805	435	286	84

(12) 汚染の規模

重金属等超過事例、VOC超過事例及び複合汚染事例それぞれについて、汚染深度、汚染面積及び汚染土壌量をみると、図4、図5及び図6のとおりである。

汚染深度(最大濃度地点)についてみると、図4に示すとおり、重金属等超過事例で回答のあった268件のうち237件(88.4%)、VOC超過事例で回答のあった200件のうち144件(72%)、複合汚染事例で回答のあった47件のうち34件(72.3%)が深度5m以下である。

また、汚染面積についてみると、図5に示すとおり、重金属等超過事例で回答のあった287件のうち161件(56.1%)、VOC超過事例で回答のあった158件のうち116件(73.4%)、複合汚染事例で回答のあった53件のうち18件(34%)が1,000m²以下である。

(13) 土壌汚染対策の進捗状況

超過事例(累積)805件のうち、重金属等超過事例、VOC超過事例及び複合汚染事例について、対策の進捗状況は表19に示すとおりであり、対策を完了しているものが374件(超過事例(累積)805事例のうち46.4%)、対策に係る取組みを実施しているものが696件(超過事例(累積)805事例のうち86.4%)である。

また、重金属等超過事例では恒久対策を完了している事例が多い(435事例のうち255事例(58.6%))のに対し、VOC超過事例では恒久対策を実施中又は恒久対策を検討中の事例が多い(286事例のうち167事例(58.4%))。

なお、「対策不能」については、費用負担能力がない場合であり、また、「その他」については、調査継続中、応急対策実施などがある。

表19 土壌汚染対策の進捗状況

	件数							
	超過事例 (累積)		重金属等 超過事例		VOC 超過事例		複合汚染事例	
		昨年度 結果		昨年度 結果		昨年度 結果		昨年度 結果
恒久対策を完了(注1)	374	271	255	184	85	62	34	25
恒久対策実施中	209	157	67	41	120	105	22	11
恒久対策を検討中	113	87	53	35	47	43	11	9
小計(対策に係る取組み実施)	696	515	377	260	252	210	67	45
自然由来(注2)	1	2	1	2	0	0	0	0
対策不能	16	10	3	2	12	8	1	0
その他	51	28	30	16	13	10	8	2
無回答	43	19	26	13	9	4	8	2
合計	805	574	435	293	286	232	84	49

(注1) 自然由来の事例のうち恒久対策を完了した事例も含まれる。

(注2) 自然由来の事例のうち対策を実施していない事例。

(14) 土壌汚染対策の実施状況

超過事例(累積)805件のうち、重金属等超過事例、VOC超過事例及び複合汚染事例について、応急対策及び恒久対策の概要をみると、表20、表21のとおりである。応急対策については、重金属等超過事例ではシート等による被覆が多くみられ、VOC超過事例では地下水飲用指導、水源転換及び地下水質のモニタリングが多くみられる。恒久対策については、調査・対策指針で示されている重金属等に対する掘削除去や固形化・不溶化、VOCに対する土壌ガス吸引法や地下水揚水法等が行われている。

また、恒久対策の実施場所についてみると、表22のとおりであり、VOC超過事例では敷地内で対策を実施したものが多く、一方、重金属等超過事例では、同一場所から掘削除去した汚染土壌を、汚染の程度に応じて複数の場所に搬出する等により対策を行っている事例がみられる。

さらに、対策実施場所の上部利用については表23のとおりであり、重金属等超過事例に比べて、VOC超過事例の方が対策実施後の場所が利用されている傾向が見られる。

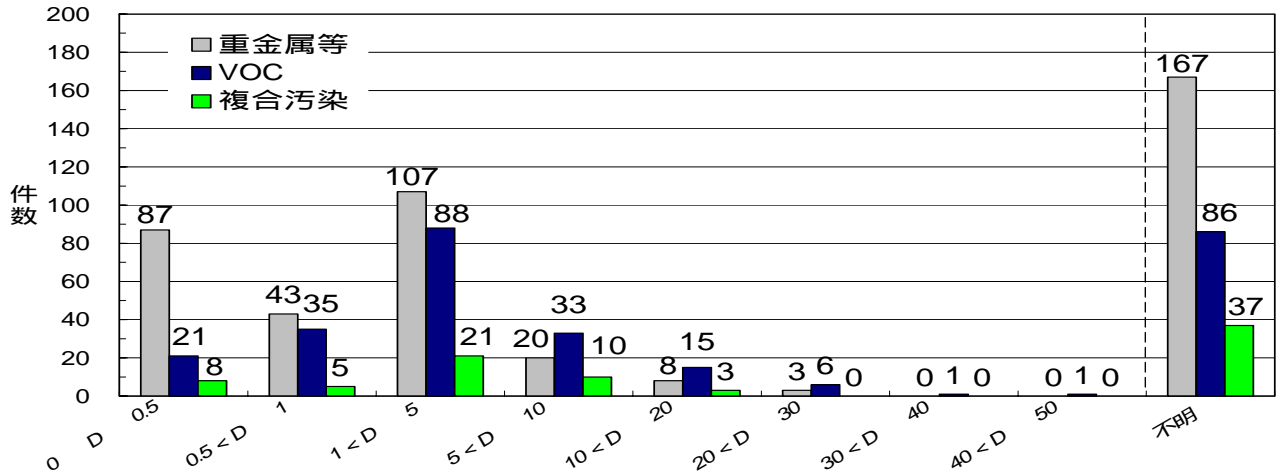


图4 污染深度 (m:最大濃度地点)

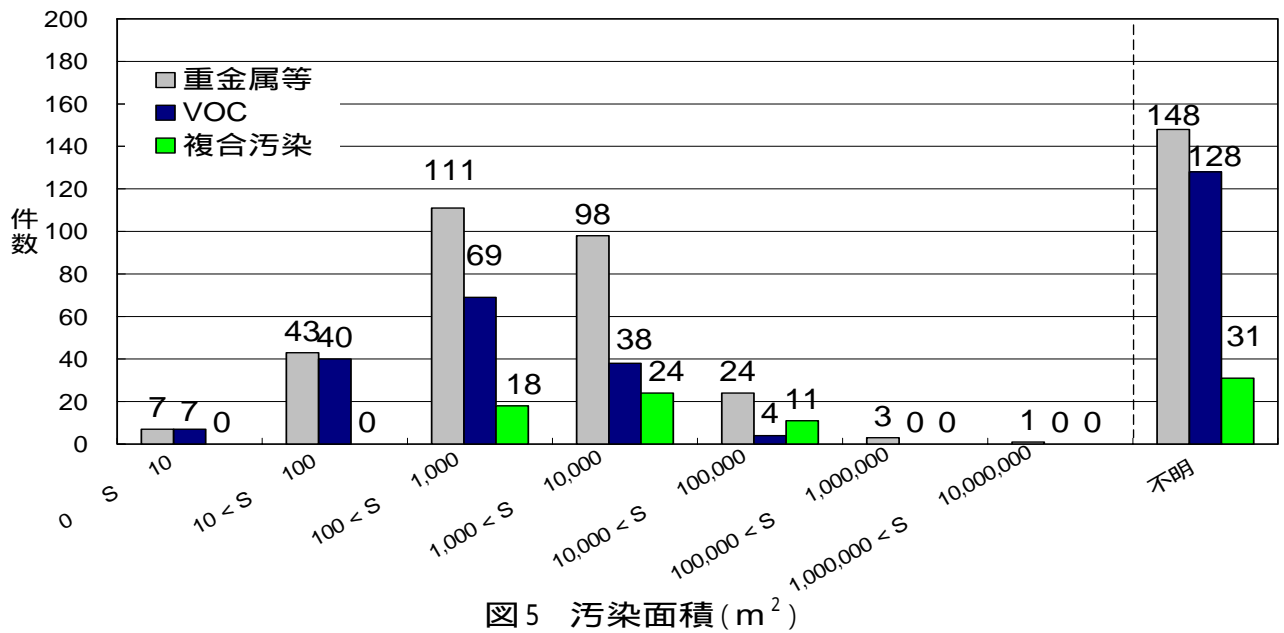


图5 污染面積 (m²)

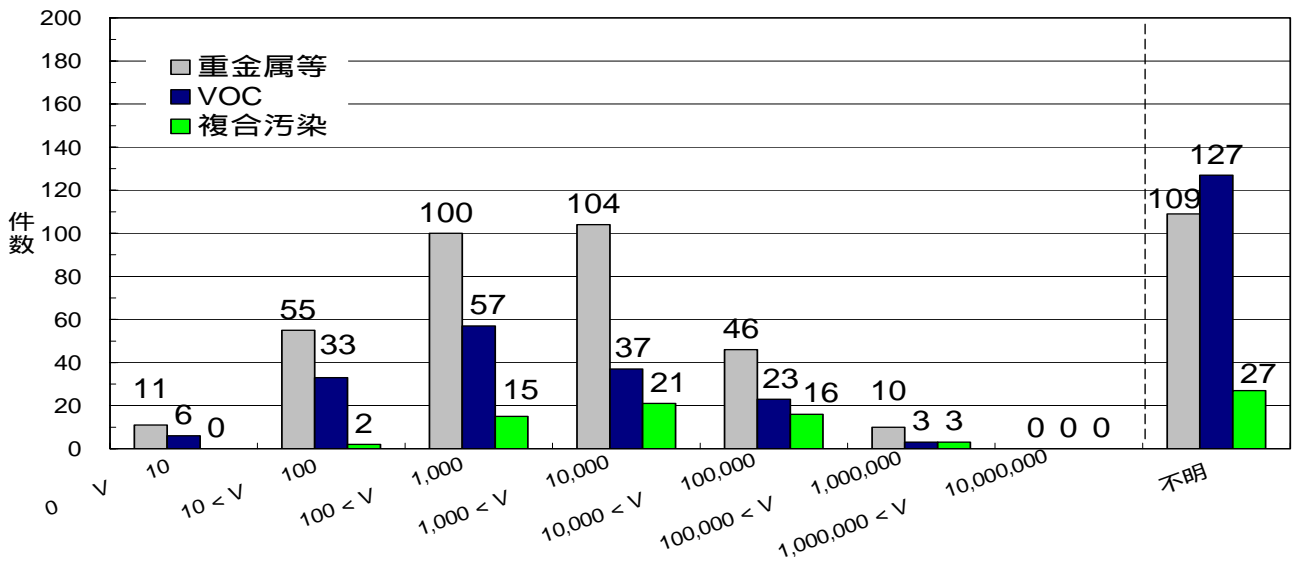


图6 污染土壤量 (m³)

表20 応急対策の実施状況

(複数回答有)

	件数					
	重金属等超過事例		VOC超過事例		複合汚染事例	
		昨年度結果		昨年度結果		昨年度結果
人による摂取防止対策	31	20	83	74	11	7
立入禁止柵・立て札の設置	21	12	10	6	6	3
地下水飲用指導、水源転換	10	8	74	69	5	4
汚染拡散防止対策	57	37	35	32	19	11
集水渠、沈砂池等の設置	7	5	0	0	0	0
舗装工	17	10	2	3	7	4
植栽工	4	3	0	0	1	1
シート等による被覆	34	23	4	3	7	6
防風ネットの設置	3	2	0	0	1	2
バリア井戸の設置	6	3	29	26	9	2
地下水質のモニタリング	48	24	139	123	25	16
その他	17	12	7	7	2	2
合計回答事例数	102	65	157	138	36	25

表21 恒久対策の実施状況

(複数回答有)

	件数					
	重金属等超過事例		VOC超過事例		複合汚染事例	
		昨年度結果		昨年度結果		昨年度結果
原位置分解	6	2	12	4	7	3
ハイロメーション	1	0	7	3	2	1
化学的分解	3	1	5	1	5	2
その他	2	1	1	0	0	0
原位置抽出	14	13	168	145	33	21
土壌ガス吸引	1	2	116	105	17	12
地下水揚水	13	12	126	107	29	18
その他	1	1	1	0	2	2
掘削除去	221	131	82	64	43	26
処理	19	14	41	35	19	10
分離	14	11	18	14	13	7
熱脱着・揮発法	3	3	10	6	9	5
土壌洗浄法	8	5	3	3	1	0
その他	3	3	5	5	3	2
分解	6	4	23	21	6	3
ハイロメーション	1	0	3	3	1	0
化学的分解	2	2	8	7	2	0
熱分解	2	1	9	8	3	3
その他	2	1	3	3	0	0
封じ込め	45	38	5	3	11	7
遮断工	26	23	2	1	4	2
遮水工	24	20	3	2	9	6
不透水シート	9	8	1	1	2	2
鋼矢板	8	7	2	1	6	4
連続地中壁	8	6	1	0	2	1
粘土層	5	4	0	0	1	0
固化・不溶化	109	93	3	2	17	15
固化	39	31	2	2	4	4
化学的不溶化	69	60	1	0	13	11
その他の不溶化処理	8	8	0	0	2	2
飛散防止	55	49	4	5	5	4
覆土工	34	33	2	3	4	3
植栽工	4	3	0	0	1	1
舗装工	30	24	3	3	3	2
その他	198	161	28	26	29	22
最終処分場に埋立処分	171	138	15	14	27	21
その他	36	29	13	12	3	2
合計回答事例数	362	255	247	204	65	42

表22 対策の実施場所

(複数回答有)

	件数			
	超過事例 (累積)	重金属等 超過事例	VOC 超過事例	複合汚染事例
敷地内	396	144	207	45
敷地外で、同一市町村内	33	21	11	1
敷地外で、同一都道府県内	82	69	6	7
その他	206	154	27	25
合計回答事例数	643	340	240	63

表23 対策実施場所の上部利用状況

(複数回答有)

	件数			
	超過事例 (累積)	重金属等 超過事例	VOC 超過事例	複合汚染事例
工場・事業所施設	213	70	129	14
住宅	56	34	12	10
道路	17	12	3	2
公園・運動場	10	10	0	0
駐車場	25	18	6	1
農用地	0	0	0	0
特に利用はない	77	40	27	10
不明	129	97	24	8
その他	16	10	3	3
合計回答事例数	516	270	201	45

(15) 土壌汚染調査・対策に要した費用

調査・対策に要した費用を調査したところ、恒久対策を完了した調査事例（累積）639件のうち、対策費用について報告があったのは136件(21.3%)であり、調査費、対策費、モニタリング費全ての総和で、10万円以下から10億円以上まで幅があった。調査・対策に要する費用は個々の事例の様態ごとに様々であり、また、対策実施年によっても物価が異なっていることから、一様に取りまとめるのは困難である。

(16) 事例に係る情報の保持状況

調査事例（累積）1,410件及び超過事例（累積）805件について、事例に係る記録の保持状況をみると表24のとおりである。一つの事例について、汚染原因者や都道府県、市町村等の複数の者により記録が保持されている。

表24 事例に係る記録の保持状況

(複数回答有)

	件数				
	調査事例 (累積)	超過事例 (累積)	重金属等 超過事例	VOC 超過事例	複合汚染事例
汚染原因者	714	442	190	203	49
土地所有者	613	405	273	83	49
都道府県	480	265	110	135	20
市町村	910	504	269	178	57
その他	81	47	34	10	3
不明	19	5	4	1	0
無回答	16	10	6	1	3
合計	1,410	805	435	286	84

2. 都道府県等における対応状況

47都道府県及び水質汚濁防止法に定める96の政令市、合計143都道府県等を対象に、土壤汚染及び土壤に係る環境問題の対応状況について調査した。

(1) 既存施策の普及・啓発状況

土壤汚染問題に関する都道府県等の啓発活動について尋ねたところ、表25のとおりであった。なお、「その他の活動」については、例えば都道府県等の作成する環境白書への土壤汚染の現状についての掲載、水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定事業場への立ち入り調査の際の啓発活動などがある。

表25 土壤汚染問題に関する啓発活動

	(複数回答有)	
	団体数	昨年度結果
土壤環境基準に関するパンフレット等の作成、配布	11	8
調査対策指針に関するパンフレット等の作成、配布	5	3
土壤汚染に関する研修会等の実施	4	0
(条例、要綱、指導指針等に基づかない)土地改変等の際の事業者への周知、指導	15	19
その他の活動	39	43
行っていない	80	75
合計回答団体数	143	140

(2) 条例等の制定状況

土壤汚染対策に関連する条例等を制定している48都道府県等について、その内容を分類すると表26のとおりである(地域ブロック別の条例等制定地方公共団体数は表9に、地方公共団体の名称は別添に示す。)

表26 都道府県等における条例、要綱、指導指針等の制定状況

	(複数回答有)	
	団体数	昨年度結果
公有地取得/売却の際に、土壤汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの	3	3
公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発の際に土壤調査を事業者を実施させる条例等	17	17
上記調査の結果、土壤汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、又は対策のための費用を汚染原因者に負担させる条例等	12	10
事業者が行う自発的な土壤汚染の調査の結果を自治体に報告させる条例等	12	12
土壤汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行う条例等	5	5
土壤汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示した条例等	11	10
土壤の汚染の有無の判断基準として、土壤環境基準以外の独自の基準を設けている条例等	3	5
土壤汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含む条例等	27	28
外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壤汚染の未然防止を図る条例等	10	9
その他	7	6
合計回答団体数	48	46

注) 昨年度までに把握された条例等について報告内容の変更がなされたものがある。

(3) 補助融資制度の保有状況

都道府県等において、土壤汚染が判明した場合、事業者又は土地管理者に対し、調査や汚染回復対策、モニタリング費用の一部に対する補助、融資等の資金援助を行うことができる制度の保有状況は、表27のとおりである。現在37都道府県等で補助や融資制度を有している(都道府県等の名称は別添に示す)。

表27 補助融資制度を有している都道府県等数

	団体数	昨年度結果
補助融資制度を有している	37	38
補助融資制度はない	106	102
合計回答団体数	143	140

(4) 土壌汚染調査・対策に係る予算

土壌汚染の調査・対策に係る事業を平成14年度当初予算において予算化しているかどうかを都道府県等に対して尋ねたところ、表28のとおり、110都道府県等で何らかの調査等を予算化している。

表28 土壌汚染調査・対策に係る事業の予算化状況

	団体数	昨年度結果
予算化している	110	101
土壌環境基準の適合状況に関する調査(農用地土壌汚染防止法に基づくものを除く)	13	13
ダイオキシン類・未規制物質に関する土壌調査	109	96
土壌環境に関する事件、苦情等に対応するための土壌調査(上記2項目に係るものを除く)	11	8
原因者が不明の場合の土壌汚染対策	2	3
土壌汚染の対策後の監視調査	5	7
その他	4	2
特に予算化していない	33	39
合計回答団体数	143	140

(5) 事業者の協力の状況

土壌汚染の対策指導にあたっては事業者の協力が必要であることから、都道府県等に対し、事業者の協力が得られなかった経験があるかどうかを尋ねたところ、表29のとおり、多くの都道府県等では協力が得られているが、一部に協力が得られなかった経験を持つ団体がある。

表29 事業者の協力の状況

	団体数	昨年度結果
自治体を実施しようとする私有地内の土壌の調査に協力が得られなかった	7	6
土地の履歴等、土壌に関する情報の提供を求めたが協力が得られなかった	0	1
土壌の汚染に係る調査の実施を指導したが協力が得られなかった	12	12
土壌の汚染に係る対策の実施を指導したが協力が得られなかった	8	7
土壌の汚染に係る情報の保管、承継を求めたが協力が得られなかった	0	0
その他の場面	3	3
指導にあたっては、すべて協力が得られている	86	83
指導を行った例がない	33	36
合計回答団体数	142	140

(6) 土地に関する情報の管理状況

調査・対策指針において、土壌汚染対策の実施に係る記録の作成・保管を示していることから、土壌汚染調査・対策に係る情報及びその他の土地に係る履歴情報の管理状況について尋ねたところ、表30、31のとおりであり、土壌汚染調査・対策に係る情報を43都道府県等が文書等で管理している。また、その他の土地の履歴については、現存の工場等における有害物質の現在の使用状況等を管理している都道府県等が多い。

表30 土壌汚染調査・対策に係る情報の管理状況

	(複数回答有)	
	団体数	昨年度結果
関係文書(紙)を台帳で管理	43	52
電子媒体によるシステム化(データベース化、GIS化等)	6	4
定まったシステムはない	84	78
延べ回答数	133	134
合計回答団体数	125	123

表31 土地の履歴に係る情報の管理状況

	(複数回答有)	
	団体数	昨年度結果
現存の工場、事業所等における有害物質の現在の使用状況	108	96
現存の工場、事業所等における有害物質の過去の使用状況	59	56
有害物質を使用していた工場、事業場等の過去の存在状況	43	33
廃棄物処分場の台帳	63	61
自治体が関与して土壌汚染の封じ込め処理を行った場所に関する情報	18	23
事業者が自ら土壌汚染の封じ込め処理を行った場所に関する情報	14	15
過去の地図、土地利用図、航空写真	20	21
地質の分布、性状、地下水の流動状況等の水文地質状況	13	14
その他の情報	5	5
特に情報はない	17	21
合計回答団体数	143	140

(7) 国への要望

土壌汚染対策に係る国への要望について尋ねたところ、表32のとおりであり、要望の多かった項目のうち、事業者等への啓発事業については、経済的・効果的な調査・回復技術の情報提供や事業者等が実施した先進事例の紹介を要望するものが多く、また、自治体に対する財政的支援措置については、自治体が行う土壌調査・対策に対する補助や地方財政措置を要望するものが多い。

具体的には、表33のような要望があった。

表32 国への要望

	団体数	(複数回答有) 昨年度結果
事業者等への啓発事業	95	82
自治体に対する財政的支援措置	91	61
自治体への土壌汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実	55	38
自治体への土壌汚染の対策事例に関する情報提供の充実	61	41
調査・対策技術の開発普及	49	35
その他	12	35
合計回答団体数	141	138

表33 具体的記述の主な内容

<p>地方自治体への財政支援：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査費・対策費に対する補助 ・緊急的な調査・対策に対する財政支援 <p>事業者への支援・啓発：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資等の資金援助 ・事業者への啓発 ・不動産取引業界等への啓発 <p>技術開発普及・調査研究：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安価かつ効率的な対策技術の開発普及 ・簡易分析法の開発 ・資力に乏しい事業者にも適用可能な浄化技術の開発普及 ・汚染原因者特定のための調査手法に関する研究及び情報の提供 <p>情報提供：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等による個別の調査・対策事例に関する情報の提供及びデータベース化 ・対策費用に関する情報の提供 ・土壌調査・対策技術に関する情報の提供 ・新しい対策技術についての評価に係る情報の定期的な提供 ・汚染土壌受入施設に関する情報の提供 ・自然的原因により指定基準を超過する土壌の分布等に関する情報の提供 ・土壌汚染に係るリスクコミュニケーション事例に関する情報の提供 ・ホームページ等による情報提供及び問い合わせ先の情報の整備 <p>制度の確立：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油による土壌汚染の回復措置に係る法制度の確立

(別添)

地方公共団体における土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等の制定状況

(下線のある地方公共団体は、今回の調査で新規又は変更の報告があったもの)

1. 都道府県、水質汚濁防止法政令市が定めている条例、要綱、指導指針等

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 北海道 | ・公害防止条例() |
| <u>岩手県</u> | ・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例() |
| 宮城県 | ・公害防止条例() |
| 山形県 | ・生活環境の保全等に関する条例() |
| 群馬県 | ・生活環境を保全する条例() |
| 埼玉県 | ・埼玉県生活環境保全条例() |
| 千葉県 | ・環境保全条例() |
| 東京都 | ・ <u>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例</u> () |
| 神奈川県 | ・生活環境の保全等に関する条例() |
| 新潟県 | ・生活環境の保全等に関する条例() |
| 福井県 | ・公害防止条例() |
| 山梨県 | ・工場等における地下水汚染防止対策指導指針() |
| 静岡県 | ・生活環境の保全等に関する条例() |
| <u>三重県</u> | ・生活環境の保全に関する条例() |
| 京都府 | ・環境を守り育てる条例() |
| 大阪府 | ・生活環境の保全等に関する条例() |
| 奈良県 | ・生活環境保全条例() |
| 和歌山県 | ・公害防止条例() |
| 鳥取県 | ・環境影響評価条例(環境影響評価技術指針)() |
| | ・公害防止条例() |
| 岡山県 | ・ <u>環境への負荷の低減に関する条例</u> () |
| 札幌市 | ・ <u>札幌市生活環境確保に関する条例</u> () |
| <u>前橋市</u> | ・土壌及び地下水汚染対策要綱() |
| 越谷市 | ・環境条例() |
| 千葉市 | ・土壌汚染対策指導要綱() |
| 市川市 | ・環境保全条例() |
| 市原市 | ・生活環境保全条例() |
| | ・市民の環境を守る基本条例() |
| <u>町田市</u> | ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例() |
| 横浜市 | ・ <u>工場等跡地土壌汚染対策指導要綱</u> () |
| 川崎市 | ・公害防止等生活環境の保全に関する条例() |
| 新潟市 | ・生活環境の保全等に関する条例() |
| 金沢市 | ・環境保全条例() |
| <u>岐阜市</u> | ・地下水保全条例() |
| 浜松市 | ・土壌・地下水汚染の防止及び浄化に関する要綱() |
| 名古屋市 | ・土壌汚染対策指導要綱() |
| 高槻市 | ・環境影響評価指導要綱() |
| 枚方市 | ・公害防止条例() |
| 八尾市 | ・公害防止条例() |
| 東大阪市 | ・生活環境保全等に関する条例() |
| 尼崎市 | ・工場跡地に関する取扱要綱() |
| | ・環境を守る条例() |
| 北九州市 | ・工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領() |

鹿児島市 ・ 市民の環境をよくする条例 ()

- (注) 公有地取得・売却の際に、土壤汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの
公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発等の際に土壤調査を事業者を実施させるもの
上記調査の結果、土壤汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、
又は対策のための費用を汚染原因者に負担させるもの
事業者が行う自発的な土壤汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの
土壤汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの
土壤汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示したもの
土壤の汚染の有無の判断基準として、土壤環境基準以外の独自の基準を設けているもの
土壤汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの
その他土壤汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取決め等

2. 水質汚濁防止法政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等

北海道帯広市、苫小牧市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、福島町、上磯町、恵山町、
長万部町、余市町、豊浦町、音更町、標津町

・ 公害防止条例

北海道下川町 ・ 環境保全条例

北海道虻田町、厚岸町

・ 公害防止並びに環境保全に関する条例

秋田県大館市 ・ 環境基本条例 / 環境保全条例

東京都足立区 ・ 環境整備指導要綱

東京都板橋区 ・ 大規模建築物等指導要綱 / 土壤汚染調査・処理基準

東京都大田区 ・ 土壤汚染防止指導要綱

東京都葛飾区 ・ 「公有地取得に際して重金属等による汚染対策」について

東京都江東区 ・ 建築確認申請にかかる協議等に関する取扱い基準

東京都港区 ・ 環境影響調査実施要綱

東京都武蔵野市 ・ 公害防止に関する条例

神奈川県秦野市 ・ 地下水汚染の防止及び浄化に関する条例

長野県伊那市 ・ 環境条例

長野県岡谷市、塩尻市、須坂市、辰野町、戸隠村

・ 公害防止条例

長野県駒ヶ根市、松川町

・ 環境保全条例

長野県中野市 ・ 環境保全及び公害防止に関する条例

長野県飯島町 ・ さわやか環境保全条例

長野県高遠町 ・ いきいき環境保全条例

長野県長谷村 ・ 自然環境保全条例

大阪府和泉市 ・ 生活環境の保全等に関する条例

宮崎県都城市 ・ 環境保全条例

3. 都道府県、水質汚濁防止法政令市が制定している土砂の埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

- 栃木県 ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 千葉県 ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 兵庫県 ・淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱
- 愛媛県 ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 大分県 ・生活環境の保全等に関する条例（一定規模以上の土砂等の埋立行為に対して許可制）
- 宇都宮市 ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 千葉市 ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 船橋市 ・土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
- 柏市 ・埋立事業規制条例及び同規則
- 市原市 ・土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

4. 水質汚濁防止法政令市以外の市区町村が制定している土砂の埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

栃木県南河内町、岩舟町、足尾町、藤岡町、栃木市、鹿沼市、田沼町、葛生町、今市市、都賀町、足利市、佐野市、小山市、上三川町、石橋町、西方町、栗野町、藤原町、日光市、烏山町、二宮町、大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町、河内町、壬生町、真岡市、茂木町、矢板市、氏家町、塩谷町、高根沢町、喜連川町、馬頭町、上河内町、益子町、市貝町、芳賀町、国分寺町、野木町、大平町、小川町

（外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例）

埼玉県桶川市、吉見町、栗橋町、大利根町、岩槻市

・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

埼玉県加須市、吉川市

・環境保全条例

千葉県銚子市、館山市、木更津市、野田市、佐原市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、八日市場市、旭市、習志野市、勝浦市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、関宿町、沼南町、酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町、下総町、神崎町、大栄町、小見川町、山田町、栗源町、多古町、干潟町、東庄町、海上町、飯岡町、光町、野栄町、大網白里町、九十九里町、成東町、山武町、松尾町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町、岬町、富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、和田町、天津小湊町

（外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例）

大阪府河内長野市

・土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例

大阪府富田林市 ・土砂埋立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例

兵庫県五色町、西淡町

・土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例

兵庫県一宮町、津名町

・残土埋立事業の適正化に関する条例

熊本県南関町 ・土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例

大分県国東町、武蔵町、杵築市、安岐町、日出町、国見町

・土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

鹿児島県志布志町 ・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

5 . 都道府県、水質汚濁防止法政令市が定めている補助・融資制度

- 北海道 ・ 中小企業総合振興資金
- 栃木県 ・ 環境保全資金
- 群馬県 ・ 環境保全創造資金融資
- 埼玉県 ・ 彩の国環境創造資金貸付制度
- 神奈川県 ・ 中小企業制度融資 フロンティア資金
- 新潟県 ・ 環境保全資金貸付制度
- 富山県 ・ 中小企業環境施設整備資金融資制度
- 静岡県 ・ 環境保全資金
- 滋賀県 ・ 淡海環境創造資金貸付制度
- 大阪府 ・ 中小企業公害防止資金特別融資
- 兵庫県 ・ 地球環境保全資金融資制度
- 山口県 ・ 地球にやさしい環境づくり融資
- 徳島県 ・ 環境保全施設整備等資金貸付制度
- 愛媛県 ・ 環境保全資金融資
- 福岡県 ・ 環境保全施設等整備資金融資制度
- 熊本県 ・ 生活環境保全施設等整備資金融資制度
- 高崎市 ・ 中小企業地球環境改善資金融資制度
- 所沢市 ・ 環境創造資金（土壌汚染処理施設のみ対象）
- 越谷市 ・ 中小企業環境整備資金
- 千葉市 ・ 公害防止施設改善資金融資 / 中小企業資金融資
- 柏市 ・ 中小企業資金融資制度
- 横浜市 ・ 中小企業金融制度
- 平塚市 ・ 中小企業融資制度
- 藤沢市 ・ 公害防止資金融資制度
- 静岡市 ・ 公害除去資金利子補給制度
- 浜松市 ・ 環境保全資金利子補給要領
- 沼津市 ・ 環境保全資金利子補給要綱
- 清水市 ・ 環境保全資金利子補給制度
- 富士市 ・ 環境保全資金利子補給制度
- 名古屋市 ・ 環境保全設備資金あっせん融資
- 堺市 ・ 環境共生資金融資、環境共生補助金交付要綱
- 高槻市 ・ 中小企業公害防止及び下水道の除害施設等に係る資金特別融資要綱
- 寝屋川市 ・ 公害防止資金融資あっせん要綱
- 倉敷市 ・ 公害防止施設改善助成条例
- 福山市 ・ 環境保全資金融資制度
- 福岡市 ・ 公害防止資金
- 宮崎市 ・ 環境改善資金利子補給要綱